

仙台市クラウド導入等検討支援業務委託  
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式による事業者募集要領

1 適用

本要領は、仙台市クラウド導入等検討支援業務委託を委託する事業者を、公募型提案審査随意契約方式により選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

仙台市クラウド導入等検討支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「仙台市クラウド導入等検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和元年12月27日まで

3 提案上限額

8,408,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(1) 提案上限額を超過した場合は契約を締結しない。

(2) 受託候補者の特定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、提案者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4 プロポーザルへの参加資格

本業務に係るプロポーザル（以下「本手続」という。）に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録され、種目について、大分類「サービス」のうち小分類「情報処理」又は「各種調査」で申請している者であること。

(2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと

(6) 仙台市税の滞納がないこと（または、現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないこと）

5 スケジュール（予定を含む）

契約締結までのスケジュールは以下のとおり。

内容	日程・期限等	提出書類
公募開始	平成31年4月11日（木）	
企画提案書等の作成に係る質問締切	平成31年4月16日（火）17時	質問票（様式第1号）
質問への回答	平成31年4月18日（木）	
参加表明書等の提出期限	平成31年4月19日（金）17時	・参加表明書（様式第2号）

		・自社の概要資料
企画提案書等の提出期限	平成 31 年 4 月 24 日（水）12 時	・企画提案書（様式第 3 号） ・見積書（様式第 4 号） ・履歴事項全部証明書 ・市税の滞納がないことの証明書または現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）を滞納していないことの証明書
プレゼンテーション実施日時連絡日	平成 31 年 4 月 25 日（木）	—
プレゼンテーション実施日（予定）	令和元年 5 月上～中旬	—
特定及び非特定結果通知日	令和元年 5 月 27 日（月）	—
契約締結、業務開始	令和元年 5 月 28 日（火）～	業務委託契約書等

## 6 企画提案における手続等

### (1) 企画提案書等の作成に係る質問

企画提案書等の作成にあたり、以下のとおり質問を受け付ける。

#### ア 受付期間

公募開始時から平成 31 年 4 月 16 日（火）17 時まで

#### イ 質問方法

所定の質問票（様式第 1 号）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより事務局において受け付ける。その際は、電話等により質問票の提出について連絡すること。

#### ウ 回答方法

質問の受付後、概ね 2 開庁日以内に、本市より質問者へ電子メール又はファクシミリで回答するとともに、本市ホームページ上（本書を公開しているページ）で公開する。

### (2) 参加表明書等の提出期限等

#### ア 提出期限

平成 31 年 4 月 19 日（金）17 時必着

#### イ 提出書類

- ・参加表明書（様式第 2 号） 1 部
- ・自社の概要資料 1 部

#### ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに事務局へ提出すること。また、郵送の場合は、電話等により提出について連絡すること。

#### エ 留意事項

提出書類の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した一切の費用については、提案者の負担とする。

### (3) 企画提案書等の提出期限等

#### ア 提出期限

平成 31 年 4 月 24 日（水）12 時必着

#### イ 提出書類

なお、公的機関が発行する証明書は、3 ヶ月以内に発行された最新の内容のものに限る。

- ・企画提案書（様式第 3 号） 8 部

- ・見積書（様式第4号） 1部
- ・履歴事項全部証明書（原本） 1部
- ・市税の滞納がないことの証明書または現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書（写し可） 1部

ウ 提出方法

上記(2)に同じ。

エ 留意事項

上記(2)に同じ。

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 提案を求める項目

別紙「仙台市クラウド導入等検討支援業務委託に係る企画提案書評価基準表」（以下「基準表」という。）の各評価項目について、評価観点を基に具体的に記載するほか、業務内容に係る提案については、提案する方針等の理由も記載すること。

### (2) 全般的な留意事項

ア 提案内容は本業務の範囲とし、見積金額の中で提案内容を実現するものとする。

なお、受託者は、業務の実施にあたって、その提案内容について改めて本市と協議の上、本市の承認を受けること。

イ 別紙仕様書に掲げる業務内容を大きく超える提案を行うにあたっては、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については本市の判断で採用しないことがあるので、そのことによって、他の要求条件又は提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがある等の制限事項がある場合は、必ず明記すること。

ウ 提案内容について、二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。

エ 提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。

オ 提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

カ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

キ 提出された提案書等は、本業務委託契約予定者の選定のみで使用し、本市において無断でそれ以外の用途には使用しない。

ク 提出期限後の提案書等の提出は不可とする。また、期限後の提案書等の差し替え及び再提出は不可とし、提出された書類は返却しないものとする。

ケ 提出資料は、公文書として、仙台市情報公開条例に基づき、非開示部分を除き開示することがある。

### (3) 企画提案書作成上の留意事項

ア 様式第3号を表紙とし、任意様式（A4判縦長、横開き、両面印刷、左綴じ、表紙や目次などの添付資料を除き20ページ以内）により作成すること。

なお、文字の大きさは原則として10.5ポイント以上（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）とすること。

イ 本市が提案内容を適正かつ効率的に評価できるように、以下の事項に配慮すること。

- ・難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
- ・本市が求める業務内容のうち、実現不可能な項目については明記すること。また、実現不可能な項目について提供可能な代替案があれば明記すること。

## 8 企画提案書等の審査及び選定

### (1) 審査及び評価方法

本市審査委員会において、別紙基準表に定める評価基準に従い、提出された企画提案書を審査し、得点の最も高い提案者を本業務委託契約予定者とする。ただし、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、企画提案評価点が高い提案者を上位とする。

なお、以下に該当する場合は評価の対象外とする。

- ・「4 プロポーザルへの参加資格」に記載の要件を満たしていない
- ・本手続の期間中に、前項に掲げる要件に該当しなくなったとき
- ・定めた提出期限、提出方法に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・見積価格が提案上限額を超えている
- ・本手続に関して、本市関係職員に対し、不当な活動を行ったと認められる場合

### (2) 評価基準

別紙基準表のとおり。

### (3) 価格評価点

見積金額に対する価格評価点は250点満点とし、次の算定式のとおり。なお、小数点以下は切捨てとする。

$$\text{価格評価点} = \left[ 250 \text{ 点} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{見積金額}} \right]$$

### (4) プレゼンテーション実施要領

以下の要領でプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションは、別紙基準表の項番1～4に記載する各評価項目における評価の確認等のために実施するものとし、プレゼンテーションそのものは評価の対象としない。

#### ア 実施日時

令和元年5月上～中旬の開催を予定しているが、各提案者の実施日及び開始時間については、平成31年4月25日（木）にメール、電話等で連絡する。

#### イ 場所

下記12に記載の事務局の住所にて開催する。

#### ウ タイムスケジュール

提案者による説明（15分）、質疑応答（10分）

#### エ プレゼンテーション内容

企画提案書及び別紙基準表の項番1～4の評価項目及び評価観点に則したプレゼンテーションを実施すること。

#### オ 留意事項

- ・プレゼンテーション実施について、人数の指定は特にししない。
- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なスクリーン及びプロジェクター等は本市で準備する。

### (5) 特定及び非特定結果について

ア 特定及び非特定結果は、令和元年5月27日（月）に郵送で提案者全員に通知する。

イ 特定されなかった者は、特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ 非特定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。

## 9 業務委託契約

本業務委託契約予定者と協議を行い、仙台市契約規則に基づいて契約する。

なお、業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び委託費について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

## 10 消費税及び地方消費税額の取扱い

令和元年10月1日に予定される消費税及び地方消費税の合計税率10%への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

(1) 契約締結時における契約金額は、見積金額に、納品時の予定税率10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(2) 後日、新たな経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されなかった場合は、変更契約により金額の変更を行う。

## 11 添付資料

- (1) 業務委託契約書（案）
- (2) 仙台市クラウド導入等検討支援業務委託仕様書（案）
- (3) 質問票（様式第1号）
- (4) 参加表明書（様式第2号）
- (5) 企画提案書（様式第3号）
- (6) 見積書（様式第4号）
- (7) 仙台市クラウド導入等検討支援業務委託に係る企画提案書評価基準表

## 12 事務局

仙台市まちづくり政策局情報政策部 ICT 推進課システム最適化推進室

担当：大宮、佐藤

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番26号 二日町第三仮庁舎（カメイ勾当台ビル）3階

電話：022-214-8656（直通） FAX：022-214-8136

E-mail: kik002070@city.sendai.jp